

事務連絡
令和2年9月15日

公益社団法人 日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例を利用する際の申請期限等
に関する周知要請について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、状況が刻々と変化していく中、その対応にご尽力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金の特例制度等の実施により支援策を講じております。本特例の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日までを申請期限としていたところですが、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限を令和2年9月30日まで延長することとしました。

上記判定基礎期間において休業等を行った事業主の皆様に対して申請期限延長に関する周知徹底を図るため、リーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、貴会におかれましては、都道府県歯科衛生士会等に対し周知等の御協力をお願いします。